

新型コロナウイルス感染症における類型変更に伴う区の対応等について

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けについて

(1) 類型とは

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条に規定されている各種感染症の類型を言う。新型コロナウイルス感染症は「新型インフルエンザ等感染症」として位置付けられ、感染症法上の「2類相当」とされている。

なお、数字が小さいほど重篤性・感染性の観点から危険性が高いものとなっている。

(2) 類型の変更について（国の方針）

現在、「2類相当」に位置付けられている新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことなどから、令和5年5月8日から、「5類（定点把握疾患）」に位置付けを見直すこととしている（表1）。

表1 2類感染症と5類感染症（定点把握疾患）の比較

| | 2類感染症 | 5類感染症（定点把握疾患） |
|-------------|-------------------------------|--------------------------|
| 主な疾病 | 結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群等 | インフルエンザ、感染性胃腸炎、水痘、手足口病 等 |
| 医師からの発生届の提出 | 要 | 定点把握疾患は不要 |
| 入院勧告 | 可 | 不可 |
| 就業制限 | 可 | 不可 |
| 外出自粛要請 | 可 | 不可 |

2 区の対応等について

類型の変更に伴い、入院勧告・就業制限・外出自粛の要請など、一定の強制力を持った措置はできなくなり、かつ、医師からの発生届の提出も不要となることから、保健所として感染者の把握が困難になる（表1）。

その一方で、類型変更後も新型コロナウイルス感染症の感染力・危険性は変わることがないことから、引き続き、区民の「命」と「健康」を守るための対策を実施していく必要がある（表2）。また、感染が再拡大した際に、機動的に対応できる体制の維持が重要となる。

表2 類型変更前後の区の対応の比較について

| 現在実施している事業 | 類型変更後（5月8日以降）の対応 |
|-----------------|---|
| 相談窓口の開設 | 当面の間、引き続き、開設する。 |
| 保健所による入院調整 | 当面の間、引き続き、実施する。 |
| 外来・入院医療費の公費負担 | 国の方針に合わせて実施する。 |
| 高齢者・障害者施設の検査・調査 | 引き続き、実施する。 |
| 積極的疫学調査・健康観察 | 実施しない。 |
| 入院時の患者移送 | 透析患者等以外は実施しない。 |
| サーベイランス | インフルエンザと同様の定点把握とする。 |
| ワクチン接種 | 令和5年度中は、全額公費負担。追加接種可能な全ての年齢の方を対象に9月～12月に1回接種、重症化リスクが高い方は、5月～8月にさらに1回接種。重症化リスクが高い方以外は、接種勧奨・努力義務の適用を除外する。 |
| 抗原検査キットの配布 | 当面の間、引き続き、実施する。 |

3 マスク着用の方針について（3月13日から5月7日まで）

(1) 基本的方針

- ・マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重する
- ・国や都が示したマスク着用の見直しの考え方を基本とする
- ・高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、マスクの着用が効果的な場面や着用が勧められる方について周知を図る

(2) 区民に対する周知

- ・マスクの着用を推奨する場面
 - 医療機関受診時、重症化リスクの高い方への訪問時
 - 重症化リスクの高い方が多く滞在する施設に勤務時、混雑した電車やバスの乗車時
 - 施設利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられたとき
 - 重症化リスクの高い方が感染流行期に混雑した場所に行くとき
- ・マスクを着用する場面
 - 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は外出を控え、通院等やむを得ず外出するときには、人混みを避け、マスクを着用